特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29)＝((23)＋(27)＋(28))／((24)＋(27)＋(28))　％	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30)＝(25)／(26)　％
会社法第108条第１項第８号に掲げる事項について定めがある種類の株式（＊３）の発行の有無	有□　無□		

（＊３）を発行している場合にはその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）

2　被相続人及び経営承継相続人について

総株主等議決権数	相続の開始の直前	(a)　個		
	相続の開始の時	(b)　個		
被相続人	氏名			
	最後の住所			
	相続の開始の日の年齢			
	代表者であった時期	年　月　日から　年　月　日		
	代表者であって、同族関係者と合わせて申請者の総株主等議決権数の100分の50を超える数を有し、かつ、いずれの同族関係者（経営承継相続人となる者を除く。）が有する議決権数をも下回っていなかった時期（＊）	年　月　日から　年　月　日		
	（＊）の時期における総株主等議決権数	(c)　個		
	（＊）の時期における同族関係者との保有議決権数	(d)＋(e)　個 ((d)＋(e))／(c)　％		
	（＊）の時期における保有議決権数及びその割合	(d)　個 (d)／(e)　％		
	（＊）の時期における同族関係者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
				(e)　個 (e)／(c)　％
	相続の開始の直前における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(f)＋(g)　個 ((f)＋(g))／(a)　％		
	相続の開始の直前における保有議決権数及びその割合	(f)　個 (f)／(a)　％		
	相続の開始の直前における同族関係者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
				(g)　個 (g)／(a)　％

経営承継相続人	氏名			
	住所			
	相続の開始の直前における被相続人との続柄			
	相続の開始の日の翌日から５月を経過する日における代表者への就任の有無	□有　□無		
	相続の開始の直前における役員への就任の有無	□有　□無		
	相続の開始の時における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(h)＋(i)＋(j)　個 ((h)＋(i)＋(j))／(b)　％		
	保有議決権数及びその割合	相続の開始の直前	(h)　個 (h)／(a)　％	被相続人から相続又は遺贈により取得した数（＊１）　(i)　個
		相続の開始の時	(h)＋(i)　個 ((h)＋(i))／(b)　％	
		（＊１）のうち租税特別措置法第70条の７の２第１項の適用を受けようとする株式等に係る数（＊２）	個	
		（＊２）のうち相続認定申請基準日までに譲渡した数	個	
	相続の開始の時における同族関係者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
				(j)　個 (j)／(b)　％

3　相続の開始の時以後における特別子会社について

区分	特定特別子会社に　該当／非該当		
会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
資本金の額又は出資の額	円		
総株主等議決権数	(a)　個		
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
			(b)　個 (b)／(a)　％

様式第８備考中６を削る。

附　則

１　この省令は、所得税法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。